随意契約及び比較見積りを徴取しない理由書

工事名：一級河川　尻無川　尻無川水門巻上装置補修工事

西大阪治水事務所が所管する尻無川水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であり、高潮時等に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、尻無川水門の主要設備である巻上装置を構成する切替装置の不具合を解消すべく、部品交換を実施するものである。

本水門の巻上装置は大規模なアーチ型水門用の巻上装置で、その構成機器については特別に設計、製作されたものであり機構・動作において固有の機能を有している。従って、巻上装置の一部である切替装置を補修するためには、巻上装置の製作詳細図、既設構造計算書等を熟知し、かつ、図面等では表記されていない本水門の設計・製作及び据付についての技術的な専門知識など特別な能力を有していることが必要である。

以上のことから、巻上装置の設計、製作、据付を行った豊国工業株式会社関西支店以外にいないことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積書の徴取を省略し、同社より徴する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と随意契約を締結するものとする。